

農業土木工事関係書類作成マニュアル新旧対照

改正後	改正前	摘要
<p>1. 工事関係書類減量化の概要 (現行どおり)</p> <p>2. 工事着工時に作成する工事関係書類 (現行どおり)</p> <p>3. 工事施工中に随時作成する工事関係書類 3-1 ～ 3-1-2_4 (現行どおり)</p> <p>3-1-2_5 中間前金の使途 当初前払金と同様の使途に限る。</p> <p>3-1-2_6 ～ 3-7-5 (現行どおり)</p> <p>4. 工事完成時に作成する工事関係書類 (現行どおり)</p> <p>5. 農業土木工事を受注されたみなさまへ【工事執行に当たっての留意事項】 5-1 ～ 5-1-6 (現行どおり)</p> <p>5-1-7 【前払金の適正使用について】 前払金は、請負契約約款に定められている経費にのみ充当できるとされています。発注者から受領した前払金については、使途内訳のとおり速やかに現金払又は口座振り込みにより支払い、元請において滞留することのないようにしてください。 また、約款に規定する経費以外には充当できませんので、十分注意してください。</p> <p>5-1-8 ～ 5-1-14 (現行どおり)</p>	<p>1. 工事関係書類減量化の概要 (省略)</p> <p>2. 工事着工時に作成する工事関係書類 (省略)</p> <p>3. 工事施工中に随時作成する工事関係書類 3-1 ～ 3-1-2_4 (省略)</p> <p>3-1-2_5 中間前金の使途 当初前払金と同様の使途に限るものとし、中間前金払使途内訳明細書を提出すること。</p> <p>3-1-2_6 ～ 3-7-5 (省略)</p> <p>4. 工事完成時に作成する工事関係書類 (省略)</p> <p>5. 農業土木工事を受注されたみなさまへ【工事執行に当たっての留意事項】 5-1 ～ 5-1-6 (省略)</p> <p>5-1-7 【前払金の適正使用について】 前払金は、請負契約約款に定められている経費にのみ充当できるとされています。発注者から受領した前払金については、使途内訳のとおり速やかに現金払又は口座振り込みにより支払い、元請において滞留することのないようにしてください。 また、使用目的以外の使用は認められませんので、使途内訳に変更があった場合には必ず「前払金使途変更申込書・承諾書」を提出してください。</p> <p>5-1-8 ～ 5-1-14 (省略)</p>	<p>○ 中間前金払使途内訳明細書の提出を不要とする。</p> <p>○ 前払金使途変更申込書・承諾書の提出を不要とする。</p>